

定 款

見 玉 化 学 工 業 株 式 会 社

児玉化学工業株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は児玉化学工業株式会社と称し、英文ではKODAMA CHEMICAL INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂製品の製造販売
2. 合成樹脂製品の加工機の製造販売
3. 電気機械器具の製造販売
4. 医療用機械器具並びに衛生器具、材料の製造販売
5. 医薬品、医薬部外品、化粧品 of 輸出入並びに販売
6. 貴金属、金属、象牙、木工、紙、皮革、硝子、窯業、石工品、衣料品、日用品、雑貨類の輸出入並びに販売
7. 農水産物、および酒類の輸出入並びに販売
8. ボウリング場、スポーツ娯楽施設並びに食堂および売店の経営
9. 不動産の売買および管理運用並びにこれに関する事業
10. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は1,580万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式につき100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱い場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある時に随時招集する。

(株主総会の招集者および議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。

- 2. 取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段に定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は代理人を選任して議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を行使することができる株主1名に限る。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録の保存)

第17条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規程にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役社長の権限)

第23条 取締役社長は取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、取締役社長事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序によりこれにあたる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、その議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規程により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項

の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の員数)

第39条 当社の会計監査人は1名とする。

(会計監査人の選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、毎年3月31日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

2. 当会社は、前項に定める事項を株主総会の決議によっては定めない。

3. 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第45条 剰余金の配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

未払の剰余金の配当金に対しては利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、第88回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第88回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規程にかかわらず、2023年2月末日までの日を開催期日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項のいずれか遅い日後にこれを削除する。

施 行 1946年 3月 8日 一部改施 1990年 6月28日

一部改施 1962年 1月24日 " 1991年 6月27日

" 1962年 2月14日 " 1994年 6月29日

" 1962年 3月 3日 " 1998年 6月26日

" 1962年 4月 3日 " 2000年 6月29日

" 1963年12月28日 " 2001年11月20日

" 1964年 6月20日 " 2002年 6月27日

" 1966年 6月20日 " 2003年 6月27日

" 1967年 6月19日 " 2004年 6月29日

“ 1968年 6月19日	“ 2006年 6月29日
“ 1969年 6月19日	“ 2009年 6月25日
“ 1971年 6月17日	“ 2011年 6月28日
“ 1972年 6月19日	“ 2012年 6月28日
“ 1975年 6月19日	“ 2015年 6月26日
“ 1976年 7月19日	“ 2018年 6月27日
“ 1977年 7月19日	“ 2020年 6月26日
“ 1980年 7月18日	“ 2021年 6月25日
“ 1981年 7月18日	“ 2022年 6月23日
“ 1982年 6月29日	“ 2022年 9月 1日
“ 1983年 6月28日	“ 2025年 6月26日
“ 1984年 6月28日	
“ 1987年 6月26日	
“ 1988年 6月29日	